

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年1月6日

横浜市契約事務受任者  
栄区長 松永 朋美

1 契約の概要

アライグマ捕獲等

2 履行（納品）場所

栄区公田町1315番2（湘南桂台第一雨水調整池）

3 契約日

令和6年10月10日

4 履行日又は履行期間

令和6年10月10日から令和6年12月27日まで

5 契約金額

632,500円（うち消費税及び地方消費税相当額 57,500円）

6 契約の相手方（名称及び所在）

(1) 所在地 横浜市戸塚区汲沢町1381-1

(2) 会社名 株式会社 明誠

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和6年7月14日に市民から、湘南桂台第一雨水調整池でアライグマが大量に発生し、糞尿被害や果物への食害が生じているとの陳情を受けました。

令和6年9月17日付で、「令和6年度湘南桂台第一雨水調整池アライグマ捕獲等業務委託」を公告し、一般競争入札を行いましたが、不調に終わりました。しかしながら、アライグマが休眠する11月中旬までに駆除し、家屋への侵入被害や人的被害が出る前に早急な対応が必要と判断し、緊急契約を行い、害獣駆除を行うこととしました。

8 契約の相手方の選定理由

ねずみや衛生害虫等、人に衛生上の害をもたらす有害生物の駆除を行っている専門業者で構成される公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会にヒアリングを行い、協会会員であり当該調整池のように広大な敷地においても対応できる十分な捕獲器を保有し、さらに十分な人員も確保され早急に駆除作業に従事できる業者であるため。

9 所管課

栄区栄土木事務所